

令和4年11月10日

各所属長殿

長野県警察本部長

年末特別警戒及び年末の交通安全運動の実施について（通達）

年末を迎え、人の動きが活発化することに伴い、犯罪の発生や交通事故の増加等が懸念されることから、県民生活の安全と安心の確保を図るため、下記のとおり年末特別警戒及び年末の交通安全運動を実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 実施期間

令和4年12月15日（木）から12月31日（土）までの間

2 スローガン

- 年末特別警戒「年の暮れ みんなでつくろう 安心の街」
- 年末の交通安全運動「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」

3 活動重点

(1) 年末特別警戒

- ア 金融機関、コンビニエンスストア、駅等における各種犯罪の防止
- イ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害の防止
- ウ 地域の情勢に即した犯罪の防止

(2) 年末の交通安全運動

- ア 夕暮れ時・夜間の歩行者事故の防止
- イ 高齢運転者の交通事故防止
- ウ 自転車の安全利用とルール遵守
- エ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

4 推進事項

（略）

5 実施要領

- (1) 警察官やパトカーを可能な限り街頭に進出させて「見せる警戒」を積極的に実施するとともに、交通事故・違反の発生分析に基づく効果的な交通指導取締りを推進し、街頭における警察活動を最大限強化すること。
- (2) 各種活動の推進に当たっては、関係機関・団体、自主防犯ボランティア、事業者等との連携を図ること。
- (3) 職員による交通事故及び受傷事故の絶無を期すこと。
- (4) 感染症予防対策のためのマスクの着用や消毒の徹底等を確実に行うこと。

6 期間中の主な執行務

- 12月15日（木）：県下一斉街頭活動日・電話でお金詐欺（特殊詐欺）集中警戒日
- 12月16日（金）：県下一斉飲酒運転根絶活動日
- 12月21日（水）：県下一斉自転車指導啓発活動日

7 報告

（略）

主管課：生活安全企画課（地域安全推進係）
交通企画課（交通安全対策室）